

気象警報発令に伴う幼児・児童・生徒の安全確保について（通知）

- 1 午前 7 時の時点で八尾市に「気象警報（暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪）」が発表されている場合、または中学校区内に「避難情報（警戒レベル 3：避難準備・高齢者等避難開始、警戒レベル 4：避難勧告または避難指示（緊急））」が発令されている場合は、自宅待機措置をとること。ただし、幼稚園は、休園とする。
- 2 午前 11 時までに「気象警報（暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪）」及び「避難情報（警戒レベル 3：避難準備・高齢者等避難開始、警戒レベル 4：避難勧告または避難指示（緊急））」が解除された場合は、午後の授業を午後 1 時以降に再開すること。ただし、学校給食については中止とする。
- 3 課業（保育）中に上記の警報等が発令された場合は、学校（園）長は、速やかに学校（園）待機または下校（降園）等の状況を判断し、安全確保等、適切な措置を講じること。
- 4 警報等解除後は、暴風・大雨・洪水等による学校園の施設、設備の被害状況を速やかに点検し、幼児・児童・生徒の事故防止に万全を期すこと。
- 5 **氾濫発生情報・特別警報について**
 - (1) 八尾市に気象庁より「警戒レベル 5 相当：氾濫発生情報または特別警報」が発表された際は臨時休校（園）とし、警報及び中学校区内の避難指示等が解除されたのち、通学路及び中学校区内の安全が確保されていることを幼・小・中が連携して確認した上で、中学校区単位で学校園の再開を決定し、再開日時を保護者に連絡すること。
 - (2) 課業（保育）中に気象庁より「警戒レベル 5 相当：氾濫発生情報または特別警報」が発表された場合は、安全が確保されるまで学校（園）待機を原則とし、避難指示等をふまえ、幼児・児童・生徒の安全に配慮すること。警報が解除された場合においても、速やかに状況を把握し、通学路及び校区内の安全が確保されていることを確認し、保護者への引渡しを原則として下校させること。特に幼児・児童においては確実に保護者等に引渡すこと。
 - (3) 警戒レベル 5 相当：氾濫発生情報または特別警報が出た際の対応については保護者に事前に周知しておくこと。

6 その他

上記 1 にかかわらず、校区の状況等により自宅待機等の緊急の措置が必要な状況が発生している際には、中学校区単位で協議したうえで対応し、保護者への周知を行うこと。

(参考資料)

地震発生時における幼稚園や学校の対応について

震度5弱以上の地震が発生したとき

*八尾市 又は隣接市（大阪市（平野区）、東大阪市、柏原市、藤井寺市、松原市）のいずれかの市が該当するとき

登校園の前に発生



幼稚園や学校は臨時に休園・休校とします。

休みの日に発生



次の登校園の日は臨時に休園・休校とします。

幼稚園や学校が安全に学習できるよう復旧すれば、保護者に連絡します。

登校園の途中に発生



安全な場所に一時避難してから、幼稚園・学校、自宅の近いほうに行ってください。

幼稚園や学校で学習中に地震が発生



子どもを安全な場所に避難誘導します。幼稚園や学校および周辺の被害状況などを確認した上で、保護者に引き渡しますので、できる限りすみやかに、幼稚園や学校まで迎えに来てください。

震度4以下の地震が発生したとき

登校園の前に発生



原則として幼稚園や学校は休園・休校ではありません。



幼稚園・学校および地域の被害状況などにより子どもの安全確保の上から臨時に休園・休校になる場合もあります。